

企業から寄附金を受け入れる条件として、発明を譲渡するように言われましたが可能でしょうか？

**発明を譲渡する条件がある寄附金の受け入れはできません。  
寄附金はあくまで寄附であり、教員が寄附金による研究によって得た成果はすべて大学に帰属します。寄附金での研究により発明をした場合は、企業と共同出願はできませんので注意してください。**

本学では、次の条件が付されている寄附金を受け入れることができません。

- (1)寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること
- (2)寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること
- (3)寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと
- (4)寄附の申し出後、寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること
- (5)その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件

なお、企業が寄付金の反対給付を求めている場合、税法上の寄付とみなされなくなる恐れがあります。